

堺市公報 号外第7号	令和元年10月8日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【市長公室ニュータウン地域再生室】	5
○堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例 【総務局人事部人事課】	6
○堺市印鑑条例の一部を改正する条例 【市民人権局市民生活部戸籍住民課】	8
○堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例 【市民人権局市民生活部市民協働課】	9
○南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程を廃止する条例 【建築都市局都市整備部都市整備推進課】	10
○堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 【消防局総務部総務課】	11
○堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例 【上下水道局経営企画室】	12
○堺市下水道条例の一部を改正する条例 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	18
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 等に関する条例 【総務局人事部人事課】	21
○堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 【総務局人事部労務課】	29

本号で公布された条例のあらまし

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第39号）

本市の附属機関である堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会及び堺市公募提案型協働推進事業選定委員会をそれぞれ廃止するもの

○堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第40号）

次に掲げる条例について、成年被後見人又は被保佐人に係る欠格及び分限に関する規定を削るもの

- (1) 堺市職員の分限に関する条例
- (2) 堺市職員の給与に関する条例
- (3) 堺市職員退職手当支給条例
- (4) 堺市職員等の旅費に関する条例
- (5) 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (6) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例

○堺市印鑑条例の一部を改正する条例（令和元年条例第41号）

住民票に旧氏の記載がある者について、当該旧氏等を表す印鑑を印鑑登録できることとするもの

○堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例（令和元年条例第42号）

条項のずれを修正するもの

○南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程を廃止する条例（令和元年条例第43号）

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業の全てが終了したため、本条例を廃止するもの

○堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第44号）

消防団員の欠格及び分限に関する規定の見直しを行うもの

○堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和元年条例第45号）

- (1) 大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げを踏まえ、水道料金を引き下げるもの
- (2) 給水装置の使用を開始し、又は休止した場合における基本料金の算定方法を変更するもの
- (3) 福祉等施設に対する料金算定の特例を廃止するもの
- (4) 指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入するもの

○堺市下水道条例の一部を改正する条例（令和元年条例第46号）

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会の登録を受け、同協会から責任技術者証の交付を受けている者を責任技術者として規定するとともに、本市における責任技術者の登録等に係る規定を削るもの
- (2) 公共下水道の使用を開始し、又は休止した場合における基本使用料の算定方法を変更するもの
- (3) 市指定排水設備工事業者の指定及び責任技術者の登録又はその取消しに係る要件から成年被後見人及び被保佐人に係る規定を削るもの

○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、次に掲げる条例について会計年度任用職員の任用等に関する所要の改正を行うとともに、その他関係法令の改正等に伴う規定の整備を行うもの

- (1) 堺市職員の分限に関する条例
- (2) 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (3) 堺市職員の給与に関する条例
- (4) 堺市職員退職手当支給条例
- (5) 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (6) 堺市職員の厚生制度に関する条例
- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (8) 堺市職員の育児休業等に関する条例
- (9) 堺市職員等の旅費に関する条例
- (10) 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (11) 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (12) 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (13) 堺市証人等の実費弁償に関する条例
- (14) 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (15) 堺市職員及び組織の活性化に関する条例
- (16) 堺市附属機関の設置等に関する条例
- (17) 堺市小児慢性特定疾病審査会条例
- (18) 堺市行政不服審査法施行条例
- (19) 堺市指定難病審査会条例

○堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関し、必要な事項を定めるもの

条 例

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第39号

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表の第1項の表堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会の項及び堺市公募提案型協働推進事業選定委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第1項の表堺市公募提案型協働推進事業選定委員会の項を削る改正規定は、令和元年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する日の前日において、現に堺市公募提案型協働推進事業選定委員会の委員である者の任期は、この条例による改正前の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第40号

堺市職員の分限に関する条例等の一部を改正
する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項ただし書中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」及び「若しくは失職」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第23条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第4号中「処せられた」を「処せられた」に改める。

第24条第1項後段中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「付属する」を「附属する」に改める。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号若しくは第5号」を「第16条第1号、第2号若しくは第4号」に改める。

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段及び第18条第1項後段中「、若しくは地公法第16条第1号に該当して地公法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条第2項第2号中「(地公法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項ただし書中「、失職」を削り、同条第4項中「、失職し」を削る。

第23条第1項中「、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、失職し」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

堺市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第41号

堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する一の旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第4号を次のように改める。

(4) 氏名（住民票に旧氏が記録されている者にあつては氏名及び旧氏、住民票に通称が記録されている外国人住民にあつては氏名及び通称）

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 氏名（住民票に旧氏が記録されている者にあつては氏名及び旧氏、住民票に通称が記録されている外国人住民にあつては氏名及び通称）

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第42号

堺市暴力団排除条例の一部を改正する条例

堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第43号

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画
整理事業施行規程を廃止する条例

南部大阪都市計画事業浜寺公園駅前土地区画整理事業施行規程(平成18年条例第60号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第44号

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第2項各号列記以外の部分中「失なう」を「失う」に改め、同項第2号中「前条各号（第3号を除く。）のいずれか」を「前条第1号」に改める。

第6条第1項第1号中「並びに条例」を「、条例」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第45号

堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、所有者は」を削り、「本市の給水区域内に居住する代理人を選定し、連署で管理者に届け出なければならない」を「管理者は、当該所有者をして市内に居住する代理人を選定させることができる」に改める。

第6条第1項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「同項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とする。

第10条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第13条第1項中「次の各号」を「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の3第1項各号」に、「管理者の指定を受けたもの」を「、法第16条の2第1項の規定に基づき管理者が指定したもの」に改め、同項各号及び同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の指定」を「前項の規定による指定又は法第25条の3の2第1項の更新」に、「指定手数料」を「別表の指定手数料」に、「指定を」を「指定又は更新を」に改め、「（以下「指定証書」という。）」を削り、「指定証書交付手数料」を「同表の指定証書交付手数料」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「その他」を「前2項に定めるもののほか、」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「並びに前条の間接経費」を削り、同項ただし書中「第12条第3項」を「同条第3項」に改め、同条第2項中「及び間接経費」を削る。

第19条第4項を削る。

第20条第1項ただし書中「又は」を「、若しくは」に改め、「変更して」の次に「、又は随時に」を加える。

第25条第2項中「1個のメーターで2以上の専用給水装置を使用した場合及び同条第3項に規定する」を削る。

第26条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項及び第5項を1項ずつ繰り上げ、同条第6項中「月の中途」を「計量期間（定例日から次の定例日までの期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の中途」に、「その月」を「その計量期間」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「月の」を「計量期間の」に、「場合において」を「場合について」に、「月分」を「計量期間分」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条第7項とする。

管理者は、次に掲げる建物の所有者又は総代人から申請があった場合は、当該建物の総使用水量をその総使用戸数で除して得た水量について料金を算定することができる。

第26条第9項中「第4項、第6項及び第7項」を「第3項、第5項及び第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

第27条第1項を次のように改める。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により大阪府知事が指定した統制額の適用を受ける公衆浴場に係る従量料金について、当該公衆浴場を経営する者から申請があった場合は、第25条第4項の規定にかかわらず、次の表のとおりとすることができる。

使用区分 (メーター1個1月につき)	従量料金 (1立方メートルにつき)
使用水量が1,000立方メートルまでの分	105円
使用水量が1,000立方メートルを超え、 2,000立方メートルまでの分	110円
使用水量が2,000立方メートルを超える分	200円

第28条第2項中「変更して」の次に「、又は随時に」を加え、同条第6項中「前項」を「第4項」に改める。

第28条の2を次のように改める。

(料金の変更に伴う措置)

第28条の2 料金の額の変更に伴い、既納の料金に過不足が生じたときは、その差額を追徴し、若しくは未納の料金で精算し、又は以後に徴収する料金で調整を行うものとする。ただし、精算する料金がないとき、又は調整を行うことが困難であると管理者が認めるときは、還付することができる。

第30条第1項中「前納し」を「納付し」に改め、同条第2項ただし書中「応じる加入金の額と改造前のメーターの口径に応じる加入金の額との差額」を「応じ同表に定める金額と改造前のメーターの口径に応じ同表に定める金額との差額に100分の110を乗じて得

た額」に改める。

第30条の2を次のように改める。

(加入金の算定の特例)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に係る加入金の額は、当該各号に定めるところによる。ただし、管理者が特に認めた建物又は施設に係る加入金の額は、管理者が別に定める額とする。

- (1) 新たに貯水槽方式の建物又は施設に給水する場合 集約管の最大口径部分を前条第2項の表に掲げるメーターの口径とみなして同項の規定により計算した額（複数の集約管があるときは、集約管ごとに計算した額の合計額）
- (2) 貯水槽方式の建物又は施設の集約管を改造する場合 改造後及び改造前の集約管の最大口径部分をそれぞれ前条第2項の表に掲げるメーターの口径とみなして、同項ただし書を適用して計算した額（改造後又は改造前における集約管が複数であるときは、改造後の集約管ごとに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額）
- (3) 貯水槽方式の建物又は施設について貯水槽方式から直結直圧方式又は直結増圧方式に改造する場合 改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管の最大口径部分を前条第2項の表に掲げるメーターの口径とみなして同項の規定により計算した額との差額（改造前に複数の集約管があるときは、改造後のメーターごとに計算した額の合計額と改造前の集約管ごとに計算した額の合計額との差額）

第32条に後段として次のように加える。

この場合においては、第28条の2の規定を準用する。

第2条 堺市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第25条第4項の表中

「	従量料金 1立方メートルにつき		「	従量料金 (1立方メートルにつき)		」
	40円			37円		
	125円			122円		
	125円			122円		
	185円	を		182円	に改める。	
	230円			227円		
	275円			272円		
	310円			307円		
	325円			322円		
	335円	」		332円		」

第26条第5項を次のように改める。

5 給水装置の使用を開始したとき、又は休止したときにおける料金のうち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間に係るものについては、次項及び第7項の規定により算定するものとする。

- (1) 使用を開始したとき。 給水装置の使用を開始した日から直後の定例日までの期間
- (2) 使用を休止したとき。 直前の定例日から給水装置の使用を休止した日までの期間
- (3) 使用を開始し、かつ、直後の定例日までに使用を休止したとき。 給水装置の使用を開始した日から休止した日までの期間

第26条第8項中「及び第6項」を「から第8項まで」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、同条第6項中「計量期間」の次に「(定例日から次の定例日までの期間をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 前項に規定する期間の基本料金の額については、次の各号に掲げる使用日数の区分に応じ、当該各号に定める額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

- (1) 31日以内の場合 200円に、前条第3項の規定により算定した基本料金の額から200円を減じた額を31で除して得た額に当該使用日数を乗じて得た額を加えた額
- (2) 31日を超える場合 次に掲げる額を合計した額

ア 31日ごとに、前条第3項の規定により算定した基本料金の額

イ 使用日数からアの規定により基本料金を算定した日数を減じた日数(以下「残日数」という。)については、前条第3項の規定により算定した基本料金の額を31で除して得た額に残日数を乗じて得た額

7 第5項に規定する期間の従量料金は、当該期間に係る使用日数について31日を1月として算定し、31日に満たない端数が生じる場合は、当該端数の日数を1月とみなして算定する。

第27条第2項及び第3項を削る。

第28条第4項中「料金の算定方法」を「第26条第5項各号に規定する期間の料金は、当該期間ごとに徴収し、その算定方法の詳細」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年12月1日から施行

する。

(経過措置)

- 2 令和元年12月1日(以下「施行日」という。)前から給水装置の使用が継続している場合について、施行日前における直近の計量の日(翌日から施行日以後における最初の計量の日)までの間における使用水量に係る基本料金及び従量料金(第2条の規定による改正前の堺市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第27条第2項の規定により算定するものを除く。)は、第2条の規定による改正後の堺市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)の規定により算定するものとする。ただし、施行日以後における最初の計量の日が旧条例第20条第1項ただし書の規定により施行日前から施行日以後に変更されたものである場合の当該計量における使用水量(新条例第21条の規定により認定するものを含む。)に係る料金の額は、新条例の規定にかかわらず、旧条例の規定により算定するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第27条第2項の規定の適用を受けている者に対する次の各号に掲げる期間における使用水量(新条例第21条の規定により認定するものを含む。)に係る料金の額は、新条例の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算定した額とする。
 - (1) 施行日前における直近の計量の日(翌日から施行日以後における最初の計量の日(次号において「施行後計量日」という。)までの期間 旧条例第27条第2項の規定により算定した額
 - (2) 施行後計量日の翌日から令和2年6月1日(次項において「基準日」という。)以後における最初の計量の日までの期間 新条例第25条第4項の規定により算定した額から旧条例第27条第2項の規定により算定した額を減じた額に100分の50を乗じて得た額を、新条例第25条第4項の規定により算定した額から減じた額
- 4 第2項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、第2項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第1号	使用水量	使用水量及び当該計量の日(翌日から)の計量の日までの使用水量
	旧条例の規定	旧条例第27条第2項の規定
前項第2号	施行日	基準日
	使用水量	使用水量及び当該計量の日(翌日から)の計量の日までの使用水量
	旧条例の規定により算定	附則第3項第2号に定める額と

(適用区分)

- 5 第1条の規定による改正後の第30条第2項及び第30条の2の規定は、この条例の公布の日以後に第11条の規定により申込みがなされた工事に係る加入金について適用し、同日前に申込みがなされた工事に係る加入金については、なお従前の例による。
- 6 新条例第26条第5項から第7項までの規定は、給水装置の使用を開始した日以後における最初の計量の日又は給水装置の使用を休止した日が施行日以後であるものから適用し、同日前であるものについては、なお従前の例による。

堺市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第46号

堺市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第3項第1号中「エ」を「オ」に改める。

第5条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第5条の3第1項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の3第2項第1号を次のように改める。

(1) 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

第6条の3第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第14条中「その者に対して市内に居住する代理人の選定を命ずる」を「、その者をして市内に居住する代理人を選定させる」に改める。

第17条中「市」を「管理者」に改める。

第2条 堺市下水道条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(20) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。

第5条の2第3項第4号中「下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に改める。

第6条第1項中「次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者」を「責任技術者」に改める。

第6条の2から第6条の4までを削り、第6条の5及び第6条の6を次のように改める。

(責任技術者証の携帯)

第6条の2 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(責任技術者の登録の取消し等)

第6条の3 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。

(1) 法、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)又はこの条例若しくはこれに基づく規程の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不適当と管理者が認めるとき。

第6条の7を削る。

第19条を次のように改める。

(使用料算定の特例)

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、公共下水道の使用を開始したとき、又は休止したときにおける使用料のうち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間に係るものについては、次項及び第3項の規定により算定するものとする。

(1) 使用を開始したとき。公共下水道の使用を開始した日から直後の定例日(堺市水道事業給水条例(昭和33年条例第13号)第20条第1項に規定する日をいう。以下同じ。)までの期間

(2) 使用を休止したとき。直前の定例日から公共下水道の使用を休止した日までの期間

(3) 使用を開始し、かつ、直後の定例日までに使用を休止したとき。公共下水道の使用を開始した日から休止した日までの期間

2 前項に規定する期間の基本使用料の額については、次の各号に掲げる使用日数の区分に応じ、当該各号に定める額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。

(1) 31日以内の場合 200円に、別表第1に定める基本使用料の額から200円を減じた額を31で除して得た額に当該使用日数を乗じて得た額を加えた額

(2) 31日を超える場合 次に掲げる額を合計した額

ア 31日ごとに、別表第1に定める基本使用料の額

イ 使用日数からアの規定により基本使用料を算定した日数を減じた日数(以下「残日数」という。)については、別表第1に定める基本使用料の額を31で除して得た

額に残日数を乗じて得た額

- 3 第1項に規定する期間の従量使用料は、当該期間に係る使用日数について31日を1月として算定し、31日に満たない端数が生じる場合は、当該端数の日数を1月とみなして算定する。

第20条第2項中「(昭和33年条例第13号)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2

種類	金額 (1件につき)
市指定排水設備工事業者指定手数料	9,000円
市指定排水設備工事業者指定更新手数料	1,000円
市指定排水設備工事業者指定証書交付手数料	1,000円
証明手数料	200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定中第19条及び第20条の改正規定 令和元年12月1日

(2) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和2年4月1日

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際、現に同条による改正前の堺市下水道条例第6条の2に規定する責任技術者の登録を受けている者は、当該登録に係る有効期間内に限り、第2条の規定による改正後の堺市下水道条例（以下「新条例」という。）第2条第20号に規定する責任技術者とみなす。

(適用区分)

- 3 新条例第19条の規定は、公共下水道の使用を開始した日以後における最初の計量の日又は公共下水道の使用を休止した日が令和元年12月1日以後であるものから適用し、同日前であるものについては、なお従前の例による。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第47号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「当該職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加え、同条第2項第1号及び第2号中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第3項第1号中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

第8条に次の1項を加える。

6 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「地域手当の合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあつては堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号。以下この条において「会計年度給与条例」という。)第3条第4項及び第5項に規定する基本報酬、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員にあつては会計年度給与条例第3条第2項及び第3項に規定する給料)」を加える。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び第31条」を削る。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

別表第1の備考中「及び第31条」を削る。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、この限りでない。

第3条第1項中「(教職調整額を含む。)」の次に「、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第3条第2項及び第3項に規定する給料月額」を加える。

第6条の5中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第2号に規定する職員については、給料月額)」を加える。

第7条の次に次のように加える。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第10項の次に次の2項を加える。

(第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者に係る特例)

- 11 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 12 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2項中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間(4週間を平均した場合の1週間を含む。)について37時間30分までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及びパートタイム会計年度任用職員(市長が別に定めるものを除く。)に係る病気休暇(任命権者が定める理由による病気休暇を除く。)の期間が連続して30日を超える場合のその超えた日以後の当該病気休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号。以下「会計年度給与条例」という。)第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、パートタイム会計年度任用職員のうち、本市の常勤の職員(常時勤務に服することを要する者をいう。)その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員の例による。

第12条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（市長が別に定めるものを除く。）に係る介護休暇については、会計年度給与条例第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第12条の2に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に係る介護時間については、会計年度給与条例第13条ただし書の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度給与条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

5 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「連続する3年の期間」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」とする。ただし、当該職員が再度の任用をされる場合には、最初に取得した介護時間から起算し、3年の期間内において介護時間を与えることができる。

第13条の見出し中「及び臨時的に任用される職員」を削り、同条第1項中「及び任期付短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用された職員（堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員（次項及び次条において単に「教職員」という。））」を「、任期付短時間勤務職員、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第2項を削る。

第13条の2中「教職員」を「堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項に規定する教職員」に改める。

（堺市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

第6条 堺市職員の厚生制度に関する条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「要する者」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（堺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条第2項の表第23条第4項

の項中「育児休業条例」を「育休条例」に改める。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

第28条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対しては、第7条第2項、第8条及び前条の規定は適用しない。

2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第23条第2号ア、第24条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)第23条第1項	堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号。以下「会計年度給与条例」という。)第10条第1項
第23条第2号ア	1年	6か月
第24条第1項	30分	30分(教職員にあつては、15分)
第25条	給与条例第27条ただし書	会計年度給与条例第13条ただし書
	給与条例第25条	会計年度給与条例第12条

3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)のうち、本市の常勤の職員(常時勤務に服することを要する者をいう。)その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員(地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)の例による。

(堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「一般職の職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員及び」を加える。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第11条 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」を「非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）」に改める。

（堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第12条 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名中「非常勤」を「特別職の非常勤」に改める。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表附属機関の委員に準ずるもののうち任命権者が特に認めるものの項の次に次のように加える。

スポーツ推進委員	年額 16,000円
----------	------------

別表調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずるもの（医師及び歯科医師を除く。）の項中「準ずるもの（）」の次に「専門的な知識経験又は識見を有する者であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断を行うものに限る、」を加える。

別表備考中「投票立会人」を「投票管理者及び投票立会人」に、「立ち会った」を「職務を行った」に改める。

（堺市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第13条 堺市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「本市の常勤の職員又は本市から報酬」を「本市から給料又は報酬の支給」に改める。

（堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第14条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「一般職の」に改め、「これらを」を削り、「手当」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用

職員にあっては、報酬、通勤に要する費用の費用弁償及び期末手当)」を加える。

第27条の見出し中「等」を削り、同条中「企業職員で職員以外の」を「地公法第3条第3項第3号の職に任用された」に改める。

第28条の2の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与等の支給)

第28条の3 第3条から前条までの規定にかかわらず、地公法第22条の2に規定する会計年度任用職員への給与等の支給は、市長事務部局の例による。

(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)

第15条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成24年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第14条中「5段階で」を削る。

第26条第5項中「堺市職員懲戒等審査会」の次に「(教職員」を加え、「(以下「教職員」という)を「及び非常勤の講師(地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)をいう。以下同じ)」に改める。

第36条第2項中「第13条から第18条まで、第26条及び第33条から前条まで」を「第15条第2項、第17条第2項、第26条及び第9章」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第15条第2項、第17条第2項及び第9章の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

4 第15条第2項及び第9章の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員には適用しない。

(堺市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 堺市附属機関の設置等に関する条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

別表第1項の表堺市職員医療審査会の項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」を削る。

別表第2項の表堺市学校職員健康審査会の項中「教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する職員のうち、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第2条第1項に規定する職員」を「堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成24年条例第30号)第26条第5項に規定する教職員」に改める。

(堺市小児慢性特定疾病審査会条例の一部改正)

第17条 堺市小児慢性特定疾病審査会条例(平成27年条例第11号)の一部を次のように

改正する。

第5条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(堺市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第18条 堺市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

(堺市指定難病審査会条例の一部改正)

第19条 堺市指定難病審査会条例(平成30年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定(別表備考の改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を公布する。

令和元年10月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第48号

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び第204条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、本市の会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の給与及び費用弁償に関する事項を定める。

(給与)

第2条 この条例において、法第22条の2第1項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当をいう。

2 この条例において、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与とは、報酬、通勤に要する費用の費用弁償及び期末手当をいう。

(給料及び基本報酬)

第3条 給料及び基本報酬（給料に相当する報酬をいう。以下同じ。）は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、この条例の定めるところにより支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で支給するものとし、その額は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員との権衡を踏まえ、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識及び技術並びに職務経験等の要素を考慮して規則で定める。

3 前項の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第9条第2項の規定により準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の給料は、月額で支給するものとし、その額は、その者が常時勤務に服することを要する者（以下「常勤職員」という。）であるとした場合に適用を受けることとなる給料表の適用を受ける職員との権衡を踏まえ、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識及び技術並びに職務経験等の要素を考慮して任命権者が定める。

4 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月額又は時間額で支給するものとし、その額は、次のとおりとする。

(1) 月額 前2項の規定による額に、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

(2) 時間額 前号に定める月額の基本報酬との権衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額

5 任用の事情又は職務の特殊性を考慮して任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 月額 400,000円（医師及び歯科医師にあつては、760,000円）を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額

(2) 時間額 前号に定める月額の基本報酬との権衡を考慮して任命権者が市長の承認を得て定める額

（給料及び基本報酬の支給方法）

第4条 給料及び基本報酬は、新たに会計年度任用職員となった者にはその日からこれを支給し、離職した者にはその日までこれを支給し、死亡した者にはその日の月分（時間額により基本報酬が定められているものにあつては、その日）までこれを支給する。

2 前項の規定により月額による給料及び基本報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料及び基本報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

3 月額による給料及び基本報酬の支給期日並びに口座振替による支払については、常勤職員の例により、月額による給料及び基本報酬以外の給与の支給方法については、規則で定める。

- 4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、別に支給方法を定めることができる。

(休職者の給与)

第5条 会計年度任用職員（本市の常勤職員その他これと同等と認められる職員であったものを除く。）が心身の故障（教育公務員特例法第14条（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定により準用する場合を含む。）の適用を受ける職員の結核性疾患によるものを除く。）により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満3月に達するまでは、これに給料又は基本報酬及び期末手当のそれぞれの100分の80以内を支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員が休職にされたときは、常勤職員の例により、給与を支給する。

(手当)

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、常勤職員との権衡を踏まえ、規則で定めるところにより、第2条第1項に規定する手当（期末手当を除く。）を支給する。

(費用弁償)

第7条 パートタイム会計年度任用職員には、常勤職員に支給する通勤手当との権衡を踏まえ、規則で定めるところにより、通勤に要する費用を費用弁償として支給する。

第8条 パートタイム会計年度任用職員が職務のため旅行するときの費用弁償の額及び支給方法については、常勤職員の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、パートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該パートタイム会計年度任用職員に対し、その旅行に要した費用を費用弁償として支給することができる。

(増額報酬)

第9条 パートタイム会計年度任用職員については、常勤職員との権衡を踏まえ、規則で定めるところにより、増額報酬（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬に限る。）を支給する。

(期末手当)

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」

という。)の1か月前の日から基準日まで引き続いて在職する規則で定める会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、常勤職員との権衡を踏まえ、規則で定める。

第11条 会計年度任用職員に係る期末手当の不支給及び差止めについては、常勤職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額)

第12条 月額により給料及び基本報酬が定められているものの勤務1時間当たりの給与額は、給料又は基本報酬に12を乗じ、その額を週勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(算出した額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数を四捨五入して得た額)とする。

(給与の減額)

第13条 会計年度任用職員が欠勤、遅参、早退その他の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額(時間額により基本報酬が定められているものにあつては、当該時間額に相当する額)を減額した給与を支給する。ただし、第5条の規定に該当する場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第19号)第2条に定める場合以外で法第52条の規定による職員団体等のためその業務又は活動に従事する場合を除く。)で、任命権者がやむを得ないと認めたときは、給与を減額しない。

(給与の控除)

第14条 会計年度任用職員の給与の控除については、常勤職員の例による。

(出張中の職員に対する取扱い)

第15条 公務により出張中の会計年度任用職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当並びにこれらの手当に相当する増額報酬は支給しない。ただし、勤務時間条例第7条第1項の勤務に服すべきことを提示して出張を命じた場合は、この限りでない。

(被服の支給又は貸与)

第16条 公務執行上必要と認める場合には会計年度任用職員に対し、被服を支給し、又は無償で貸与することがある。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日に堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）に基づき報酬を受けていた職員で、引き続き同様の職務に従事し、本条例に基づき給料及び基本報酬の支給を受けるもの（以下「継続職員」という。）のうち、その者の受ける給料及び基本報酬が規則で定める額に達しないこととなるものについては、施行日から令和7年3月31日までの間、給料及び基本報酬のほか、その差額に相当する額を給料及び基本報酬として支給する。
- 3 前項に定めるもののほか、任命権者は、継続職員に係る給料又は報酬の権衡を図るため、特に必要があると認めるときは、継続職員が施行日の前日に受けていた報酬の額を超えない範囲内で市長の承認を得て定める額を給料又は報酬として支給することができる。